

食物アレルギー対応について

《 概要 》

食物アレルギーをもつ児童生徒が、安心安全な学校生活を過ごすために、主治医の診断結果に基づき児童生徒一人一人の情報を保護者と連携して把握を行い対応しています。

《 食物アレルギー対応の流れ 》

①学校：食物アレルギー調査を行い、対応を希望する児童生徒を把握

【調査内容】

新小学1年：就学時健康診断(10月頃)「就学児童の健康調査票」

新中学1年：入学説明会(2月頃)「食物アレルギーに関する調査票」

在校生：年度初め「保健アンケート」

新規発症・転入：随時

②学校：電話連絡や簡易な面談等により、アレルギー対応の希望の確認

③保護者：学校へ申請(次の書類を提出します)

- ・食物アレルギー対応申請書
- ・食物アレルギーの経過及び対応状況申告書
- ・家庭における除去申告書(保護者記入用)
- ・学校生活管理指導表

④学校と保護者の面談

- ・食物アレルギーの原因食品、症状、家庭での対応状況、給食や学校生活における対応について(対応可能な内容、対応不可能な内容)
- ・緊急時の対応(エピペン[®]が処方されている場合は保管場所)と緊急連絡先について等

⑤学校：校内で食物アレルギー対応について検討し、対応方法を決定。

⑥学校：決定内容を保護者へ通知

⑦学校における食物アレルギー対応開始

- ・毎月、詳細な献立表と加工食品等の配合表を基に保護者と学校で給食への対応を共有します。

《 給食の対応について 》

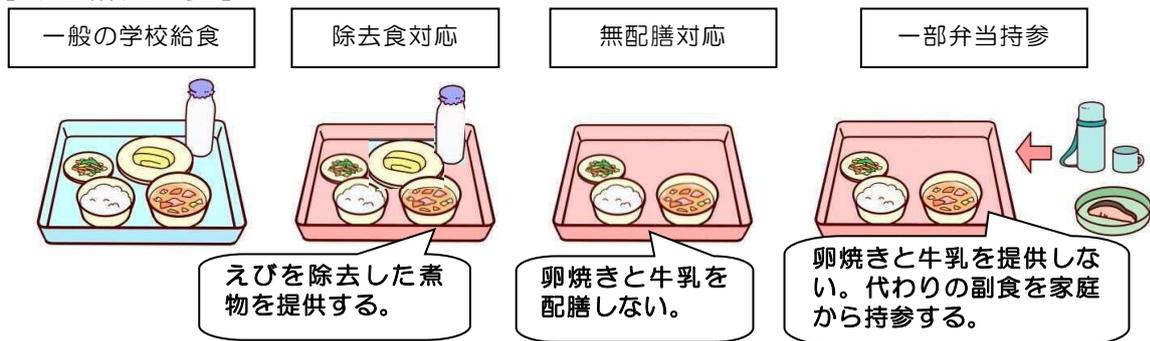
食物アレルギーの原因となる給食について「除去食対応」、「無配膳対応」、「弁当対応」等の対応を行っています。

《 除去食対応食材について 》

卵・乳(牛乳・乳製品)・小麦・かに・えびの5品目について対応しています。

※そば・落花生(ピーナッツ)・くるみ・キウイフルーツ・カシューナッツは給食で提供していません。

【対応給食一覧】



対応等	内容
無配膳対応	主食、飲用牛乳、副食においてアレルギーを含むものについては配膳しない対応。
除去食対応	アレルギーを含む食品を加えない料理を提供する対応。
一部弁当持参	除去食による食物アレルギー対応ができないことにより、提供されない(無配膳となる)主食・飲用牛乳・副食を持参するもの。

《 緊急時の対応について 》

児童生徒が食物アレルギー症状を発症した場合には、かけがえのない生命を守るため迅速で適切な対応を行えるよう、各学校では、定期的に緊急時対応の研修を行っています。

《 食物アレルギーの相談など 》

食物アレルギーをもつお子さんの学校生活での不安や、給食に関する相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。

問合せ先

学校教育課(市役所本庁舎3階)

電話:0568-44-0350